

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（歯科衛生専門学校
ホームページ構築業務委託業者選定プロポーザル審査会）実施要領

（目的）

第1条 現在運用中の鳥取県立歯科衛生専門学校のホームページを外部に新規構築し、効果的な情報発信を図るとともにタイムリーな発信を可能にし、学校運営に役立つツールとすることを目的とする。

（業務内容）

第2条 業務の内容は、「歯科衛生専門学校ホームページ構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（予算額）

第3条 予算額は金1,783千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

（業務期間等）

第4条 業務期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

2 納入場所、契約者、契約担当部局は、次のとおりとする。

（1）納入場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県医療政策課

（2）契約者

鳥取県知事 平井 伸治

（3）契約担当部局

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

（参加資格要件）

第5条 このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）鳥取県内に本店、本部等又は支店、支部等を有する法人又は団体

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（3）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

①情報処理サービスのシステム等開発・改良

②情報処理サービスのシステム等管理運営

（4）令和7年5月19日（月）から同年6月16日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 令和7年5月19日(月)から同年6月16日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225条)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 令和7年5月19日(月)から同年6月16日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱(平成29年10月5日付第201700167239号)第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。
- (7) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(スケジュール)

第6条 契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合もある。

- (1) 令和7年5月19日(月) 鳥取県ホームページ掲載(公募開始)
- (2) 令和7年5月26日(月) 質問受付期限
- (3) 令和7年6月5日(木) 企画提案参加申込書の提出期限
- (4) 令和7年6月16日(月) 企画提案書等提出期限
- (5) 令和7年6月下旬 審査会開催(プレゼンテーション及び審査の実施)
- (6) 令和7年7月上旬 審査結果の通知
- (7) 令和7年7月上旬 契約締結等の協議及び見積依頼
- (8) 令和7年7月中旬 契約締結

2 実施要領等の交付については次のとおりとする。

(1) 交付方法

令和7年5月19日(月)から同年6月16日(月)までの間に、鳥取県医療政策課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/iryouseisaku/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(2) 交付方法

令和7年5月19日(月)から同年6月16日(月)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県医療政策課
電話：0857-26-7204 ファクシミリ：0857-21-3048
電子メール：iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp

(4) 交付資料

- ア 実施要領
- イ 仕様書
- ウ 企画提案書等作成要領(以下「作成要領」という。)
- エ 歯科衛生専門学校ホームページ構築業務委託評価要領(以下「評価要領」という。)

(参加申込書について)

第7条 このプロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書(様式第1号)及び公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)
各1部

(2) 提出期間

令和7年5月19日(月)から同年6月5日(木)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同年6月5日(木)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

(4) 提出場所

前条第2項第3号に同じ。

(5) このプロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

2 鳥取県(以下「県」という。)は前項により提出のあった参加申込書を審査の上、このプロポーザルへの参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年6月11日(水)までに文書で提出者に通知するものとする。

(企画提案書の作成等)

第8条 企画提案書は、作成要領に基づき作成及び提出するものとする。

(1) 提出期間

令和7年5月19日(月)から同年6月16日(月)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同年6月16日(月)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(2) 提出方法

前条第1項第3号に同じ。

(3) 提出場所

第6条第2項第3号に同じ。

(4) 提出部数及び規格

【社名(団体名)の記載があるもの】

提出部数: 正本1部(添付書類も同様)

規格: A4版縦(A3版の折込可)

【社名(団体名)を伏せたもの】

提出部数: 正本1部、副本4部(添付書類も同様)

規格: A4版縦(A3版の折込可)

2 提案者は、業務を一括して第三者に委託(請負を含む。以下「再委託」という。)することはできないが、企画提案書の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関す

る助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1（1）ア（ア）の書類に記載すること。

（審査会の設置）

第9条 県は、企画提案の順位を決定するため、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（歯科衛生専門学校ホームページ構築業務委託業者選定プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は企画提案の内容を評価し、順位を決定するものとする。

3 審査会は4名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

（プレゼンテーションの実施）

第10条 審査に当たっては、次のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、具体的な日時及び場所については、企画提案参加申込書を提出した者に別途連絡する。

（1）実施予定時期 令和7年6月下旬

（2）場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

（3）参加条件 プレゼンテーションは1提案につき30分以内とすること。なお、開催時間の10分前までに集合すること。）

（評価方法）

第11条 企画提案書の内容を評価要領に基づき評価するものとし、審査員の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。なお、仕様書で求めた情報セキュリティに係る要件を満たしていない場合、当該提案をした者を原則失格とし、落札候補者として選定しない。

（最優秀提案者の選定方法）

第12条 前条により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。その他詳細は評価要領による。ただし、企画点が、企画点の上限の60%未満となった者は、原則失格とする。

（審査結果の通知及び公表）

第13条 県は、審査結果を提案者全員に文書で通知し、その概要を鳥取県医療政策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/iryouseisaku/>）で公表するものとする。

（契約締結）

第14条 第12条により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、同条により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

（企画提案書の取扱い）

第 15 条 企画提案書の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書は原則として返却しない。
- (2) 県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当する者を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (3) 最優秀提案者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。また、最優秀提案者に選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) 企画提案書の提出後の差替え及び追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書の作成、提案及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

（企画提案書の無効）

第 16 条 第 5 条に規定する参加資格のない者が提出した企画提案書又は虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

2 プレゼンテーションに参加しない提案者が提出した企画提案書は、無効とする。

（提案者の失格）

第 17 条 県は、提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

（暴力団の排除）

第 18 条 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- イ 暴力団員を雇用すること。
- ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は鳥取県医療政策課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 19 日から施行し、契約締結日をもって廃止する。